令和５年３月号

春日部労働基準監督署
春日部市南 3-10-13
電話 048(735)5226

春日部労基だより

労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。
掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

◆ご存じですか有期労働契約の無期転換ルール

無期転換ルールとは労働者と同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算５年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのことです。

有期労働契約で働く方については、雇止めの不安の解消、処遇の改善が課題となったことから、有期契約労働者の無期契約化を図り、雇用を安定化させる目的で、平成 25 年４月１日に無期転換ルールを定めた改正労働契約法が施行されました。

具体的には２ページの図のように、契約期間が１年の場合は５回目の更新後の１年間に、契約期間が３年の場合は１回目の更新後の３年間にこの無期転換の申込権が発生します。

申込権がある有期契約労働者が使用者に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（※使用者は断ることができません。）。

なお、高度専門職や継続雇用の高齢者などに関しては特例が設けられています。

厚生労働省では、「無期転換ポータルサイト」を開設して無期転換ルールの制度説明などをしています。

この無期転換ルールについてのお問い合わせは、埼玉労働局雇用環境・均等室までお願いします。

問い合わせ先：埼玉労働局雇用環境・均等室　電話０４８－６００－６２１０

◆作業場所が第三管理区分と区分された場合の規制が強化されました（令和６年４月施行）

第三管理区分とは、作業場所での有機溶剤等の作業環境測定の結果による区分で、空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態です。

このような作業場について、作業環境管理専門家の意見を聴き、環境の改善が困難であると判断されたなどの場合は、有機溶剤等の測定の結果に基づき、呼吸用保護具を適切に選択、使用すること等が事業者に義務付けられ、令和６年４月から施行されます。

詳細については３ページ・４ページを参照ください。

○**有期労働契約が５年を超えて更新された場合は、有期契約労働者**（契約社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）**の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換**されます。

○無期転換の申込みがあった場合、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から無期労働契約となります。

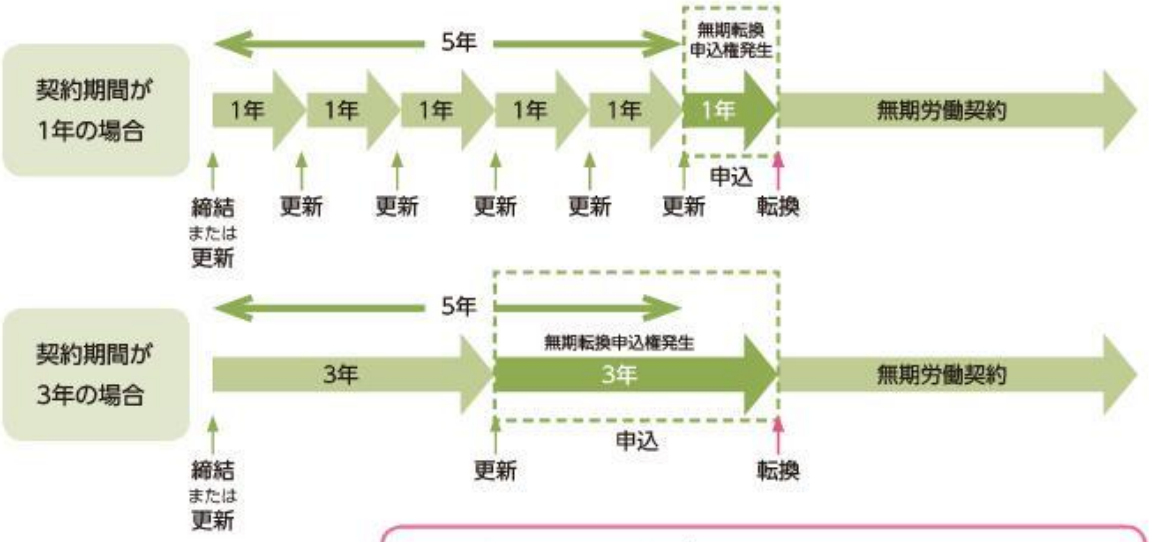

※平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が通算の対象

平成25年４月から１年ごとに更新されている有期社員は、平成30年４月から無期転換申込権が発生します。

	無期転換ポータルサイト https://muki.mhlw.go.jp/
「無期転換ルールハンドブック」（PDF） https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518484.pdf	
	「無期転換ルールのよくある質問（Q&A）」（PDF） https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518486.pdf
「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」（PDF） https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000818698.pdf	
	「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」（PDF） https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000488206.pdf

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化（省令の内容）

2024(R6).4.1施行

（１）作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。

②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

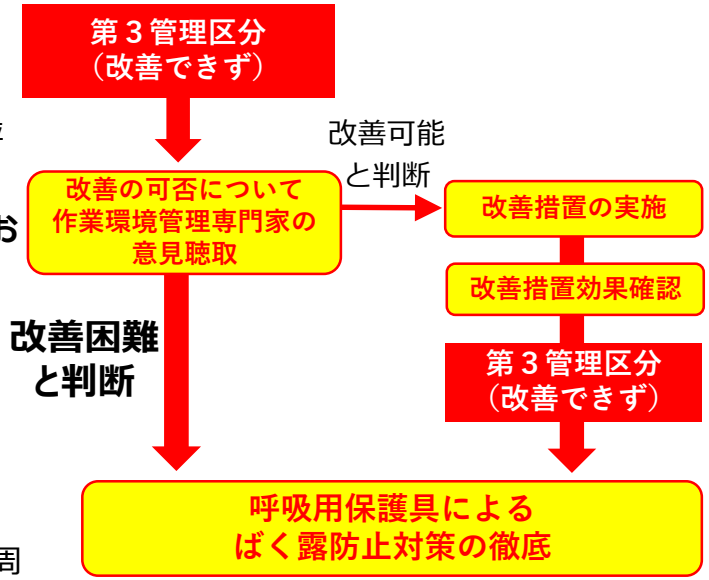

（２）上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。（告示事項）

②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。（告示事項）

③保護具着用管理責任者を選任し、（２）及び（３）の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。

④(１)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(１)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。

⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。

（３）（２）の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

①６月以内ごと（鉛の場合は１年以内ごと）に１回、定期に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

②１年以内ごとに１回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

（４）その他

個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を３年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については７年間）保存すること。

※　今回の改正に伴い、石綿則、粉じん則についても同様に、作業環境測定の結果等に関する労働者への周知規定を設ける。

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化（厚生労働大臣告示の内容）

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	・**作業環境測定** **個人サンプリング法**(※１）が原則。ただし、個人サンプリング法が不可 の物質は**ＡＢ測定**(※2)を実施。 又は ・**個人ばく露測定**(※3)	・**作業環境測定** **個人サンプリング法**(※１）が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質は**ＡＢ測定**(※2)を実施。 又は ・**個人ばく露測定**(※3)	・**作業環境測定** **(個人サンプリング法**(※1)) 又は ・**個人ばく露測定**(※3)	・**作業環境測定** （**ＡＢ測定**(※2)） 又は ・**個人ばく露測定**(※3)
測定対象物質	・個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに**ベリリウムおよびその化合物他12物質（低管理濃度特化物）** ・AB測定は**低管理濃度特化物以外の特化物**	・個人サンプリング法は**塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等** ・AB測定は**個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等** ・個人ばく露測定は**全ての有機溶剤**	・個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに**鉛**	・AB測定及び個人ばく露測定ともに**全ての粉じん**
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は**要求防護係数**を上回る**指定防護係数**を有するものでなければならない。			
	$PF_r = C / C_o$ PF_r：**要求防護係数** C ：濃度の測定の結果得られた値(※3) C_o：作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度			$PF_r=C/C_o$ $C_o=3.0/(1.19Q+1)$ Q：遊離けい酸含有率
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法（**フィットテスト**）により求めた**フィットファクタ**が呼吸用保護具の種類に応じた**要求フィットファクタ**を上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ FF ：**フィットファクタ**（労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数） C_{out}：呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 C_{in} ：呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 **要求フィットファクタ**：全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			

※１：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定（Ｃ・Ｄ測定ともいう。）。Ｄ測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。

※２：Ａ測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。Ｂ測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。

※３：労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露（労働者の呼吸域の濃度）を測定する方法

※４：作業環境測定の場合は、第一評価値又はＢ測定若しくはＤ測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする（第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から５％に相当する濃度の推定値。）。